

## **第7章 プランの着実な推進に向けて**

## 1 市民と共に創る長寿社会

「京都市民長寿すこやかプラン」を着実に推進し、安心して暮らせる長寿社会を創っていくためには、市民・地域社会、サービス事業者・企業、行政がそれぞれの役割を発揮し、主体的に関わることが求められています。

本市では、自助・共助・公助の考え方に基づく新しい福祉社会の構築に向けて、平成16年3月に「京（みやこ）・地域福祉推進プラン」を策定しましたが、このプランとの連携を通じて、協働をより確かなものとしていきます。

### (1) 市民・地域社会の役割

市民一人ひとりが、常に健康の保持・増進や介護予防に努めるとともに、生きがいを持って生活していくことが必要です。また、介護保険制度では、高齢者はサービスの利用契約の当事者として主体的に行動することが求められており、介護サービスやその他の高齢者保健福祉サービスの質を高めるためにも積極的に意見を述べていく必要があります。

地域社会では、市民が積極的に地域活動に参加したり、近隣での支え合い活動の担い手として活動するなど、地域全体で高齢者を支えていくという視点がますます重要となります。

### (2) サービス事業者・企業の役割

サービス事業者は、良質なサービスを市民に提供することはもとより、市民のボランティア活動等の地域活動や行政が提供する施策・事業との連携を充分図っていくことが重要となります。

また、多数の企業がシルバーサービスの分野に進出していますが、高齢者や障害者も共に用いることができるユニバーサルデザイン製品の開発・供給や、ITによるコミュニケーション・バリアフリーの実現など長寿社会への貢献を目指した多様な取組が求められています。そのほか、企業においても、育児・介護休業法の遵守をはじめ、地域社会の一員として地域活動を支援したり、従業員のボランティア活動を奨励することなどがますます重要となってきています。

### (3) 行政の役割

#### 情報提供の充実

高齢者が自らの意思に基づき、利用する介護サービスやその他の高齢者保健福祉サービスを選択し、その利用によって生活の維持・向上を図っていくためには、各種情報が的確に伝わる必要があります。高齢者に必要な情報は多岐にわたって

おり、様々な機会を通じて総合的な情報提供を図るとともに、外国人やコミュニケーションに障害のある高齢者等、情報弱者といわれる市民にも配慮して取り組みます。

また、市民・地域社会の役割が充分発揮できるよう、介護保険制度をはじめとする各種制度の内容や本市の高齢者保健福祉に関する取組状況等について、本市職員が市民の身近な場所に直接出向いて説明を行う市政出前トーク等で説明し、まちづくりについて共に考える学習機会を提供します。

### **総合的な相談体制の充実・強化**

市民の多様なニーズに対応するため、総合的な相談体制をさらに充実・強化していく必要があります。本市では、市民に身近な行政機関である福祉事務所に高齢者総合相談窓口を設置していますが、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、老人福祉員やサービス事業者との連携を強化し、市民がいつでも気軽に相談できる体制を整備します。

また、市民が市役所等への問い合わせを、365日、市役所の閉庁日でも、電話、ファックス、電子メール等自分に合った方法で、一度で済ませることができると新しい問い合わせ窓口「市政情報総合案内コールセンター」(愛称：京都いつでもコール)を有効に活用し、相談の対応や市民ニーズの把握に努めます。

### **権利保障の推進**

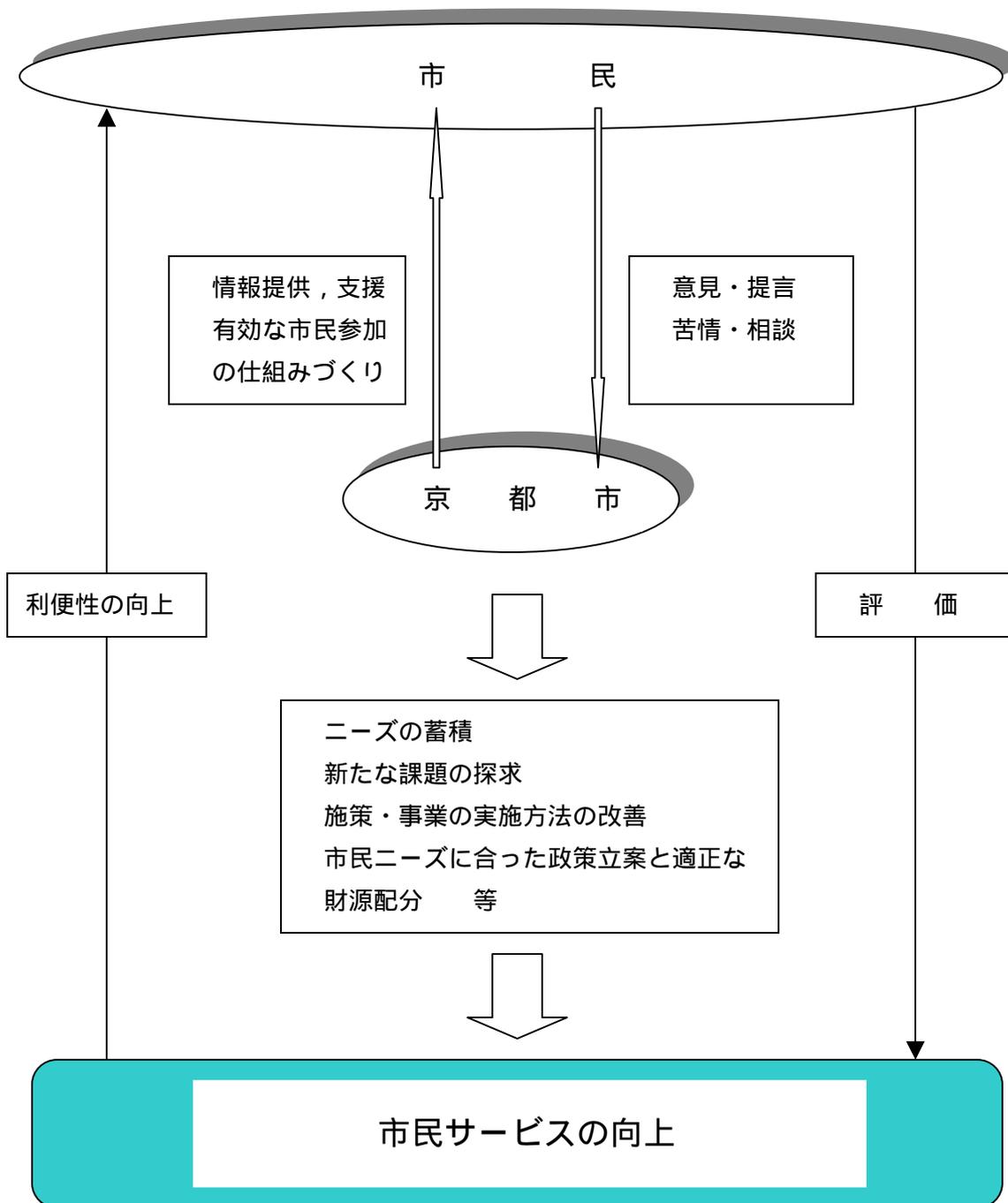
自己決定能力が低下していることにより、サービスの利用手続等が困難な認知症高齢者や障害のある高齢者には、地域福祉権利擁護事業による支援や成年後見制度の利用による対応のほか、行政を中心とした地域社会や関係者の積極的な関わりによって、その方の権利を保障していきます。

また、依然として家族介護の中心的な担い手となっている女性の問題や虐待を受けている高齢者の問題、情報が届きにくい外国籍高齢者の問題等に対し、問題解決を図る取組を進めます。

### **市民参加の推進と新たな課題の探求**

市民とともに豊かな長寿社会を創っていくため、市民や地域社会のニーズに応じた情報提供や支援に努めるとともに、市民から寄せられる意見・提言等を基に、新たな課題を常に探求し、市民サービスの向上に努めます。

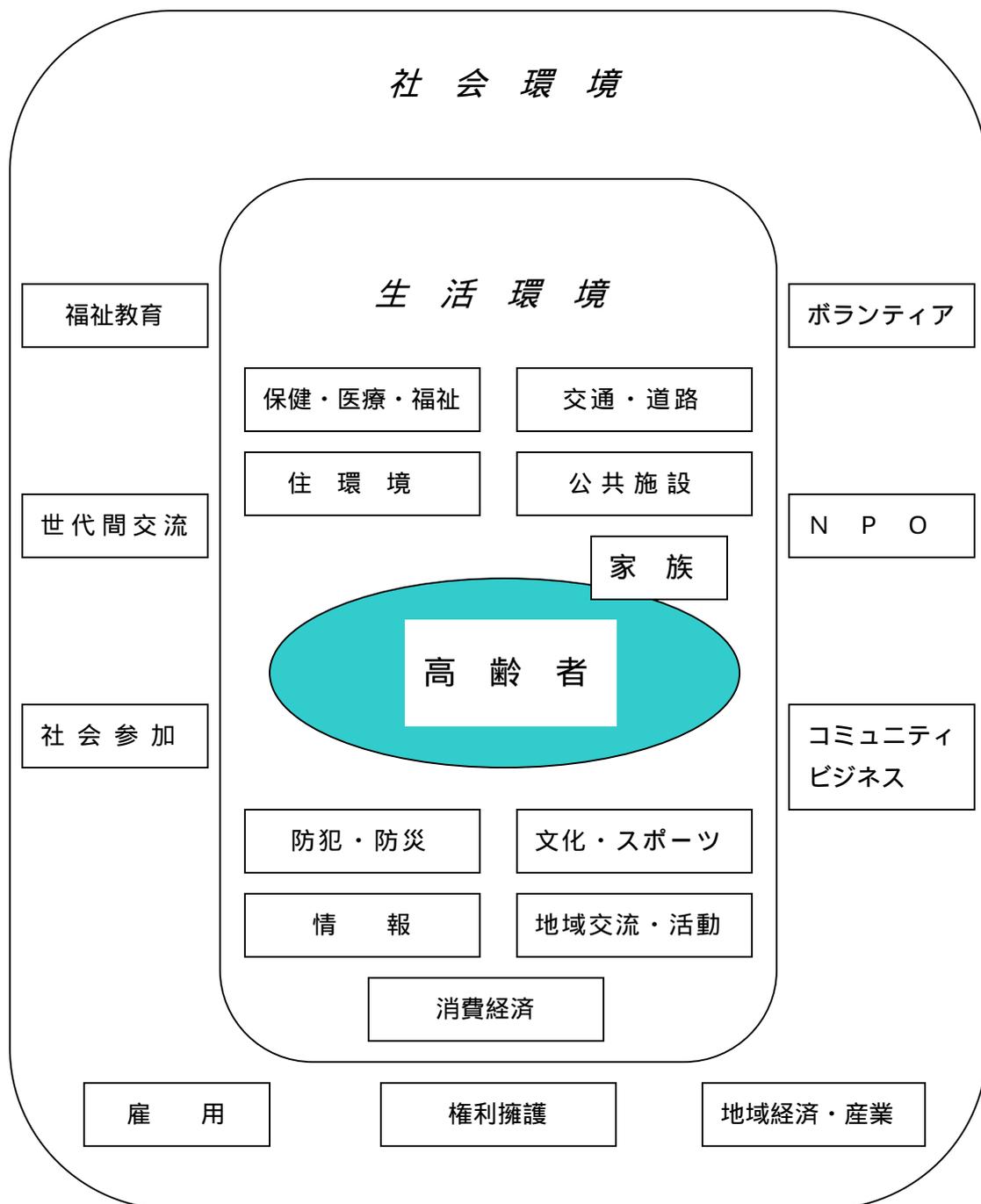
## 【市民参加による市民サービスの向上】



## 2 全庁的な取組による総合的な施策の推進

高齢社会対策は保健福祉分野だけではなく、あらゆる分野での対策が必要であるため、本市では、これまでから庁内組織である安らぎ先進都市推進会議を中心に連携を図ってきました。今後も全庁を挙げて総合的な施策の推進に取り組みます。

### 【多分野にまたがる高齢者施策】



### 3 関係機関・関係団体等との連携

「京都市民長寿すこやかプラン」は、本市の高齢者施策の総合計画として、元気な高齢者から介護を必要とする高齢者、あるいは高齢期に向かう壮年期の方まで幅広く対象にしていますが、その推進に当たっては関係機関・関係団体等の協力が不可欠です。今後とも相互に連携を図り、協力関係を強固なものとしていきます。

### 4 京都府及び他の市町村との連携

居宅サービス事業が広域的に提供されることや、施設サービス及び介護専用型居住系サービス等においても近隣市町村との間で入所・入院者の流出入があることなどから、京都府や近隣市町村との密接な連携を図ります。

また、大都市共通の課題に対応していくため、他の政令指定都市とも連携を図ります。

#### (1) 京都府との連携

介護サービスの基盤整備については、市域のみではなく、広域的な調整が求められるため、京都府との密接な連携が必要です。京都府は介護サービス等事業者の指定、実地指導、適正な事業運営ができない事業者の指定取消等を行っていますが、市民が良質な介護サービスを利用できるよう、京都府の業務の遂行に協力します。

また、人材の養成や研修、介護保険事業の適正かつ円滑な運営のための情報交換、高齢者保健福祉全般についての意見交換等を行います。

#### (2) 近隣市町村との連携

近隣市町村とは、介護サービス等事業者の新規参入の動向やサービスの提供状況、適正な事業運営ができない事業者等の情報交換を中心に連携するとともに、地域の共通の課題についても意見交換等を行います。

#### (3) 政令指定都市との連携

これまでから政令指定都市及び東京都による民生主管局長会議等を定期的に開催し、高齢者保健福祉施策の推進や介護保険事業の円滑な運営等について、大都市共通の課題を中心に意見交換等を行ってきました。

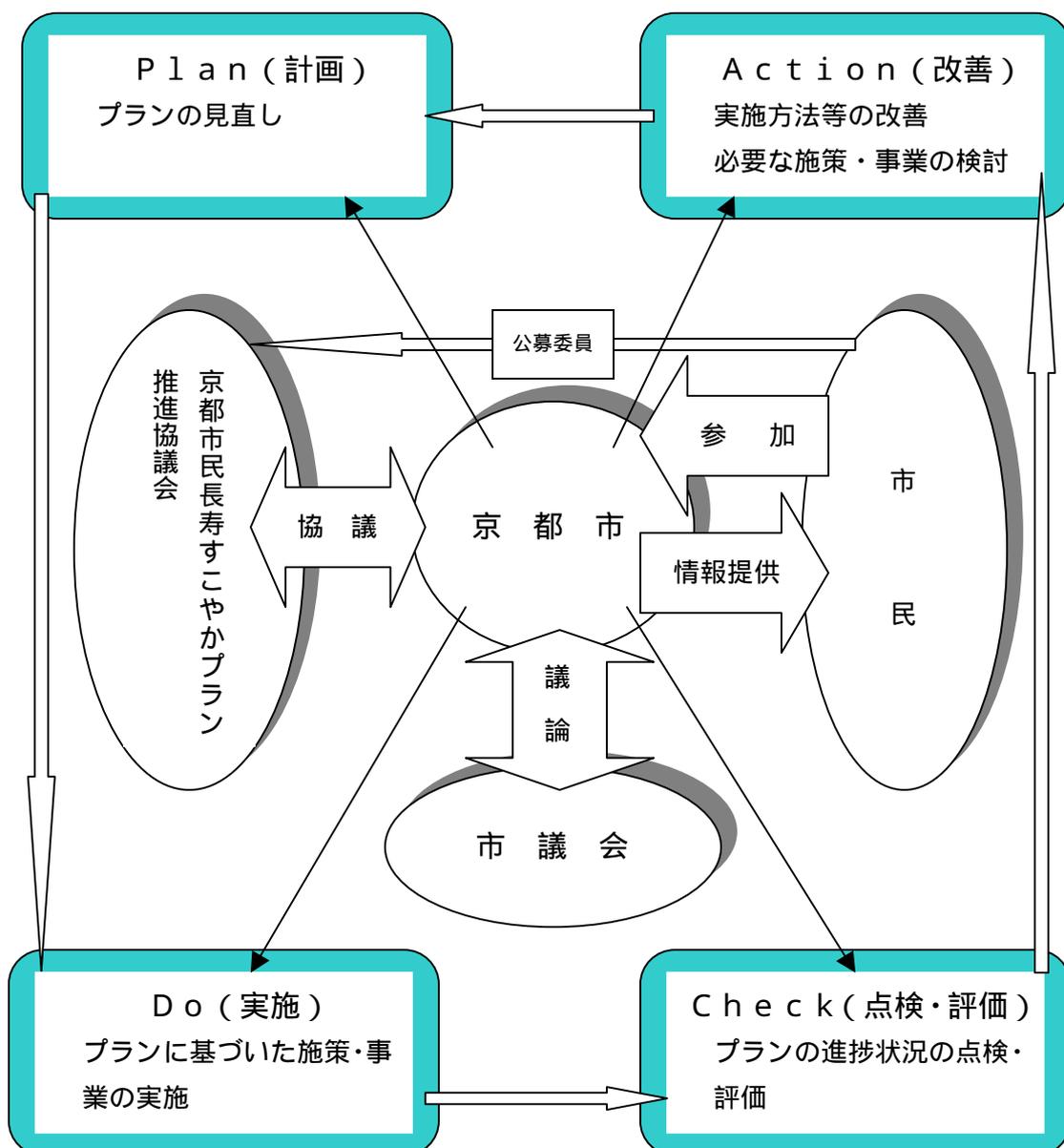
今後とも、他都市の情勢を把握し、先進的な取組を本市の実情に合わせて積極的に取り入れるとともに、全国的な課題や問題点については国に要望していきます。

## 5 プランの進捗管理

### (1) 京都市民長寿すこやかプラン推進協議会での進捗管理

プランの進捗状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づいて必要な対策・措置を講じていく必要があります。本市では、これを協議する場として「京都市民長寿すこやかプラン推進協議会」を設置しており、引き続き、市民公募委員をはじめ、保健、医療、福祉の関係者による協議を行っていきます。

#### 【プランの推進のためのPDCA】



## **(2) 進捗状況の報告・周知**

プランの進捗状況について市民や関係者に知っていただくため、「京都市民長寿すこやかプラン推進協議会」やサービス事業者連絡会等での報告のほか、ホームページ等による周知を行っていきます。

## 参 考 资 料

# 主なサービスの提供体制

資料 1



関係団体，機関等を示す。

## 京都市民長寿すこやかプラン推進協議会設置要綱

### (設置)

第1条 京都市民長寿すこやかプラン(高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)(以下「プラン」という。)の進捗状況を点検・評価し、円滑な推進を図るとともに、3年ごとのプランの見直しに関する協議を行うため、京都市民長寿すこやかプラン推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

### (組織)

第2条 協議会は、委員30名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療、福祉の関係者
- (3) 被保険者
- (4) その他市長が適当と認める者

3 委員の一部には、市民公募委員を含めることができる。

### (委員の任期)

第3条 委員の任期は、平成18年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長)

第4条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

### (招集)

第5条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、協議会の議長となる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員を構成員とする分科会を設置することができる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

### (庶務)

第6条 協議会の庶務は、保健福祉局長寿社会部長寿福祉課において行う。

### (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会に必要な事項は所轄局長が定める。

### 附 則

この要綱は平成15年6月1日から施行する。

本要綱の施行日をもって、京都市介護保険等運営協議会設置要綱を廃止する。

第5条の規定にかかわらず、第1回目の協議会は市長が招集する。

## 京都市民長寿すこやかプラン推進協議会ワーキンググループ運営要領

### 1 ワーキンググループの設置

京都市民長寿すこやかプラン推進協議会設置要綱第5条第3項の規定に基づき、京都市民長寿すこやかプラン推進協議会（以下「協議会」という。）に諮る前の議題の論点整理や協議会開催後の細部の検討等を目的とした次の各号に定めるワーキンググループ（分科会）を設置する。

- (1) 京都市高齢者保健福祉計画の見直しに関する事項を協議する高齢者保健福祉計画ワーキンググループ
- (2) 京都市介護保険事業計画の見直しに関する事項を協議する介護保険事業計画ワーキンググループ
- (3) 介護サービスの質の確保，向上を目指した取組に関する事項を協議する介護サービスの質的向上ワーキンググループ
- (4) 整備計画の策定及び評価，地域密着型サービスの運営に関する事項を協議する基盤整備計画等ワーキンググループ

### 2 招集

- (1) ワーキンググループは，京都市民長寿すこやかプラン推進協議会長（以下「会長」という。）が招集する。
- (2) ワーキンググループの構成員は，会長が指名する。
- (3) ワーキンググループは，必要があると認めるときは，委員以外の者に対して，意見の陳述，説明その他の必要な協力を求めることができる。

### 3 庶務

- (1) 高齢者保健福祉計画ワーキンググループ及び基盤整備計画等ワーキンググループの庶務は，京都市保健福祉局長寿社会部長寿福祉課において行う。
- (2) 介護保険事業計画ワーキンググループ及び介護サービスの質的向上ワーキンググループの庶務は，京都市保健福祉局長寿社会部介護保険課において行う。

### 4 補則

この要領に定めるもののほか，ワーキンググループに必要な事項は会長が定める。

#### 附則

この要領は，平成15年8月25日から施行する。

#### 附則

この要領は，決定の日から施行する。（平成17年4月25日付け決定。）

## 京都市民長寿すこやかプラン推進協議会委員名簿

(五十音順・敬称略, は会長)

氏名	所属団体, 役職など	ワーキンググループ			
		高齢者保健 福祉計画	介護保険 事業計画	サービスの 質的向上	基盤整備 計画等
足達 慶信	(社)京都府歯科医師会理事				
荒網 清和	(社)呆け老人をかかえる家族の会京都支部代表				
伊多波 良雄	同志社大学経済学部教授				
上原 春男	(社)京都府医師会副会長				
小川 俊夫	市民公募委員				
長上 深雪	龍谷大学社会学部教授				
上林 周司	日本労働組合総連合会京都府連合会執行委員				
木俣 茂子	京都市民生児童委員連盟理事				
木村 晴恵	京都府介護支援専門員協議会副会長				
源野 勝敏	京都市在宅介護支援センター連絡協議会副会長				
玄武 淑子	(社)京都市老人クラブ連合会会長				
斎藤 豊子	市民公募委員				
坂口 秀史	市民公募委員				
佐藤 重紀	京都商工会議所会員サービス部長				
里村 一成	京都大学大学院医学研究科助教授				
真田 滋子	市民公募委員				
清水 保	京都府老人保健施設協会理事				
清水 紘	京都介護療養型医療施設連絡協議会会長				
田中 千秋	(社)京都府看護協会常任理事				
玉置 すみゑ	(福)京都市社会福祉協議会経営室経営部部长				
橋本 佳代子	京都市地域女性連合会常任委員				
浜岡 政好	佛教大学社会学部教授				
福岩 洋子	京都府訪問看護ステーション協議会会長				
増田 良子	市民公募委員				
三村 浩史	関西福祉大学教授, 京都大学名誉教授				
森永 敏博	京都府理学療法士会代表				
山下 綾子	京都弁護士会				
山田 尋志	京都市老人福祉施設協議会会長				
吉光 敏泰	市民公募委員				
渡邊 能行	京都府立医科大学教授				

【前委員】

(五十音順・敬称略,「所属団体,役職など」は委員就任当時)

氏名	所属団体,役職など	備考
梶谷 菊枝	京都市在宅介護支援センター連絡協議会常任委員	平成17年5月まで
弘部 俊彦	(社)京都府歯科医師会理事	平成17年5月まで
宮城島 一明	京都大学大学院医学研究科助教授	平成15年9月まで
森 永 理	京都府老人保健施設協会理事	平成16年6月まで

## 京都市民長寿すこやかプラン推進協議会及び 各ワーキンググループの開催日・議題

### 1 京都市民長寿すこやかプラン推進協議会

#### 【平成 15 年度】

	開 催 日	議 題
第 1 回	平成 15 年 8 月 25 日	会長の互選，会長職務代理者の指名について 会議の運営方法等について 国の動向について 京都市の取組状況について 平成 15 年度関連予算の概要について
第 2 回	平成 15 年 12 月 22 日	国の動向について 京都市の取組状況について 「京都市民長寿すこやかプラン」の進捗状況について
第 3 回	平成 16 年 3 月 26 日	国の動向について 京都市の取組状況について 平成 16 年度関連予算（案）の概要について 「京都市民長寿すこやかプラン」の見直しに向けた課題の抽出について

#### 【平成 16 年度】

	開 催 日	議 題
第 1 回	平成 16 年 8 月 30 日	国の動向について 本市の取組状況について 現行プランに重点課題ごとの取組状況と課題の抽出について 調査の設計に当たっての基本的視点について
第 2 回	平成 16 年 10 月 25 日	国の動向について 「高齢者の生活と健康に関する調査」等について

	開催日	議題
第3回	平成17年3月28日	<p>国の動向について</p> <p>平成17年度本市関係予算について</p> <p>「高齢者の生活と健康に関する調査」等の結果報告について</p> <p>「京都市民長寿すこやかプラン」の見直しのスケジュールについて</p> <p>「地域介護・福祉空間整備計画等ワーキンググループ」の設置について</p> <p>「地域介護・福祉空間整備計画」等の検討に当たっての主な視点について</p>

**【平成17年度】**

	開催日	議題
第1回	平成17年6月20日	<p>国の動向について</p> <p>「高齢者の生活と健康に関する調査」で見られる要介護状態となるリスク要因の分析について</p> <p>基盤整備計画（施設生活環境改善計画，市町村整備計画）について</p> <p>現時点における次期プランの介護サービス量の見込みについて</p> <p>介護保険制度の見直しに係る本市の考えについて</p>
第2回	平成17年8月29日	<p>国の動向について</p> <p>本市の取組について</p> <p>次期計画における第1号被保険者の保険料段階の設定について</p> <p>地域密着型サービス等の基盤整備の考えと見込量について</p> <p>地域包括支援センターの円滑な運営と地域支援事業について</p> <p>次期プランの重点課題等の設定と主な記載事項について</p>

	開 催 日	議 題
第 3 回	平成 17 年 10 月 20 日	<p>国の動向について</p> <p>本市の取組について</p> <p>第 3 期「京都市民長寿すこやかプラン」中間報告について</p> <p>地域包括支援センターの選定に係る今後の予定について</p>
第 4 回	平成 17 年 12 月 20 日	<p>第 3 期「京都市民長寿すこやかプラン」中間報告に係る市民説明会及びパブリックコメントの実施結果について</p> <p>日常生活圏域の設定及び地域包括支援センターの設置について</p> <p>地域密着型サービスの指定事務等について</p> <p>本市における地域支援事業の実施内容について</p> <p>第 3 期「京都市民長寿すこやかプラン」の骨子について</p>
第 5 回	平成 18 年 2 月 16 日	<p>平成 18 年度介護報酬等の改定について</p> <p>地域包括支援センター運営協議会の運営等について</p> <p>第 3 期京都市民長寿すこやかプランの素案について</p>
第 6 回	平成 18 年 月 日	

## 2 ワーキンググループ

### 【高齢者保健福祉計画ワーキンググループ】

	開催日	議題
第1回	平成16年7月12日	高齢者保健福祉（介護保険事業関係を除く）に係る課題の抽出について
第2回	平成16年9月30日	高齢者保健福祉（介護保険事業関係を除く）に係る重点課題毎の検討について（ ） 京都市民長寿すこやかプランの見直しに係る要介護高齢者等実態調査について
第3回	平成17年3月15日	高齢者保健福祉（介護保険事業関係を除く）に係る重点課題毎の検討について（ ）
第4回	平成17年4月12日	要介護状態となるリスク要因の分析について 高齢者保健福祉（介護保険事業関係を除く）に係る重点課題毎の検討について（ ）
第5回	平成17年6月13日	介護保険制度の見直しに係る本市の考えについて 次期プランの重点課題等について（ ）
第6回	平成17年8月8日	地域密着型サービス等の基盤整備について（再考） 地域包括支援センターの円滑な運営について 地域支援事業について 次期プランの重点課題等について（ ）
第7回	平成17年12月19日	日常生活圏域の設定及び地域包括支援センターの設置について 地域包括支援センター運営協議会の運営について 本市における地域支援事業の実施内容について
第8回	平成18年1月23日	地域包括支援センターにおける公正中立性を確保するための指針について 第3期京都市民長寿すこやかプランの素案について

**【介護保険事業計画ワーキンググループ】**

	開催日	議題
第1回	平成16年7月13日	今後の予定について 制度改正の動向について 介護保険制度と障害者福祉施策の関係について 本市の介護保険事業の状況について 京都市民長寿すこやかプランの見直しに向けた課題の抽出について
第2回	平成16年9月29日	介護保険制度見直しに係る国の検討状況について 京都市民長寿すこやかプランの見直しに係る要介護高齢者等実態調査について
第3回	平成16年12月27日	介護保険制度見直しに係る国の検討状況について 京都市民長寿すこやかプランの見直しに係る要介護高齢者等実態調査（供給量調査）について
第4回	平成17年5月10日	介護保険制度見直しに係る国の検討状況について 第3期介護保険事業計画の策定に係る施設利用の将来推計等について
第5回	平成17年8月9日	介護保険制度見直しに係る検討状況について 介護サービス供給量調査結果報告について 保険料段階の設定について 地域密着型サービスの見込量の分析について 区・支所別の介護保険事業の実施状況等について
第6回	平成18年2月3日	介護報酬の改定及び保険給付費等の算定について 第3期京都市民長寿すこやかプランの素案について 日常生活圏域の分析及び地域密着型サービスに係る日常生活圏域ごとのサービス量の見込みについて

**【介護サービスの質的向上ワーキンググループ】**

	開催日	議題
第1回	平成15年10月16日	平成15年度京都市介護サービス評価事業の実施に向けて 京都市民長寿すこやかプランにおける介護サービスの質的向上のための取組について
第2回	平成16年7月15日	今後の予定について 平成16年度京都市介護サービス評価事業の実施について 介護保険サービス提供事業者における市町村への事故報告に係る基準の作成について 京都市民長寿すこやかプランの見直しに向けた課題の抽出について
第3回	平成16年10月7日	介護保険サービス提供事業者における市町村への事故報告に係る基準の作成について 介護保険制度見直しに係る国の検討状況について 京都市民長寿すこやかプランの見直しに係る要介護高齢者等実態調査について
第4回	平成17年5月10日	介護保険制度見直しに係る国の検討状況について 平成16年度京都市介護サービス評価事業について 介護サービス提供中の事故発生について 第3期介護保険事業計画の策定に係る施設利用の将来推計等について
第5回	平成18年2月10日	介護報酬の改定について 第3期京都市民長寿すこやかプランの素案について 介護サービス提供中の事務について

**【基盤整備計画等ワーキンググループ】**

	開催日	議題
第1回	平成17年5月16日	基盤整備計画（施設生活環境改善計画，市町村整備計画）＜案＞について
第2回	平成17年12月15日	日常生活圏域の設定について 地域密着型サービスの指定事務等について
第3回	平成18年 月 日	

ロゴマークなど

### 第3期京都市民長寿すこやかプラン

〔京都市高齢者保健福祉計画・京都市介護保険事業計画（平成18年度～20年度）〕

平成18年 月

発行：京 都 市

保健福祉局長寿社会部長寿福祉課

TEL 075-222-3406 FAX 075-222-3189

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

保健福祉局長寿社会部介護保険課

TEL 075-213-5871 FAX 075-213-5801

〒604-0924 京都市中京区河原町二条下る一之船入町384番地

ヤサカ河原町ビル7階

保健福祉局保健衛生推進室健康増進課

TEL 075-222-3419 FAX 075-222-3416

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市印刷物第

号